

ID: 1317

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第27条		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】 法第27条の規定による。 (地位の承継) 第27条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から中心市街地共同住宅供給事業を実施する区域の土地の所有権その他当該中心市街地共同住宅供給事業の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日